

橋本市訓令第 9 号

橋本市障がい乳幼児療育検討委員会設置規程の一部を改正する訓令を、別紙のとおり定める。

令和 8 年 10 月 14 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市障がい乳幼児療育検討委員会設置規程の一部を改正する訓令

橋本市障がい乳幼児療育検討委員会設置規程(平成 21 年橋本市訓令第 3 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(委員) 第 3 条 委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。 (1) 福祉課障がい福祉 <u>担当者のうち当該課長が指命するもの</u> (2) 子育て応援課母子保健 <u>担当者のうち当該課長が指命するもの</u> (3)～(5) 略 (6) <u>子育て応援課発達相談員のうち当該課長が指命するもの</u> (7)・(8) 略	(委員) 第 3 条 委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。 (1) 福祉課障がい福祉 <u>係長</u> (2) 子育て応援課母子保健 <u>係長</u> (3)～(5) 略 (6) 発達相談員 (7)・(8) 略

附 則

この訓令は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。